

浜岡原子力発電所 電気工作物変更の届出について
(1, 2号機運転終了に伴う出力の変更について)

平成 20 年 12 月 24 日

浜岡原子力発電所1, 2号機の運転終了の決定に伴い、電気事業法第9条第1項の規定(※1)に基づき、平成20年12月22日、経済産業大臣に電気工作物変更届出を行いました。

変更の内容

平成21年1月30日をもって、発電用の電気工作物である浜岡原子力発電所1号機および2号機を廃止することとしました。これに伴い、浜岡原子力発電所の出力を4, 884, 000kWから3, 504, 000kWに変更します。

電気事業の用に供する 発電用電気工作物		変更前	変更後
発電用の 電気 工作物	設置の場所	静岡県御前崎市佐倉	同 左
	原動力の種類	原子力	同 左
	周波数	60Hz	同 左
	出力	4, 884, 000kW	3, 504, 000kW

参 考

浜岡原子力発電所の各号機の出力は、以下のとおりとなります。

出力	変更前	変更後
1号機	540, 000kW	—(廃止)
2号機	840, 000kW	—(廃止)
3号機	1, 100, 000kW	同 左
4号機	1, 137, 000kW	同 左
5号機	1, 267, 000kW	同 左

※1 電気事業法第9条第1項では、「電気事業者は、第6条第2項第4号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。」と定められています。

同法第6条第2項第4号の事項とは、「電気事業の用に供する電気工作物」のうち、「発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力」とされています。

また、「経済産業省令で定める重要な変更」とは、「出力の変更であつて、その変更する出力が15万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の20パーセント以上のもの」(同施行規則第10条第1項)とされています。

今回は、15万 kW 以上の出力変更を行うことになるため、届出をするものです。

以 上